

令和6年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会 経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和6年9月19日（木） 午後0時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1 番 三 田 敏 秋 君	2 番 姫 路 敏 君
3 番 佐 藤 憲 昭 君	4 番 富 樫 光 七 君
5 番 小 杉 武 仁 君	6 番 河 村 幸 雄 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 分科会委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 整 備 室 副 参 事	伊 藤 勝 志 君
同 課 管 理 室 長	東 海 林 肇 君
同 課 管 理 室 係 長	本 間 友 紀 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 長	中 川 博 之 君
同 課 日 沿 道 対 策 室 副 参 事	船 山 ケイ子 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 駅 周 辺 未 来 創 造 室 係 長	渡 辺 真 吾 君
同 課 都 市 政 策 室 長	風 間 貴 志 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	小 田 雄 介 君
同 課 建 築 住 宅 室 副 参 事	榎 本 治 美 君
上 下 水 道 課 長	稲 垣 秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	林 奈 美 君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課建設管理室長	臼 井 信 一 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

（午後 0時59分）
分科会長（河村幸雄君）経済建設分科会の開会を宣する。

河村分科会長　ここで山北支所産業建設課長から発言を求められておりますので、これを許します。

山北支所産業建設課長　会の冒頭お時間をいただき、誠に申し訳ございません。私のほうからは、昨日の決算審査分科会におきまして、私が御説明した内容の訂正についての御報告になります。昨日姫路委員のほうから、桑川漁港の行政財産の使用料、特に笹川流れ観光汽船さんが使用する駐車場のエリアと物産販売のエリアについて、行政財産の使用の徴収はありますかというふうな問合せに対して、私、ございませんということでお答えしたわけですが、支所に戻りまして再度確認しましたら、確かに行政財産の使用料の徴収はなかったのですが、普通財産、いわゆる財政課所管の普通財産としての調定の処理が4月1日にされておきまして、行政財産、普通財産の違いはあれども、使用料については徴収していたというふうな事実が判明しましたので、この場をお借りしまして訂正し、再度御報告させていただきたいと思っております。内訳につきましては、駐車場部分が面積で1,031.82平方メートル、金額にしますと21万7,765円、物販施設につきましては198.5平方メートル、金額にしますと4万1,893円ということで、平米当たりの単価が211円ということで計算して使用料を徴収しております。決算書等を精査しないでお答えしまったことに誠に申し訳なく思いますし、おわび申し上げますとともに、この場をお借りして再度御報告させていただきたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

河村分科会長　今の件について、よろしかったですね。

○本日の審査は、議第82号及び議第88号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について審査した後、議第82号及び議第88号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3	議第82号　令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長　須貝民雄君、都市計画課長大西　敏君、上下水道課長　稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
------	---

歳入

第19款　繰入金

（説明）

上下水道課長　それでは、予算書の12ページ、13ページを御覧ください。繰入金の説明につきましては、公営企業会計の補正予算の際に説明した内容となります。第19款繰入金、第1項2目1節公営企業会計繰入金について、簡易水道事業会計繰入金及び下水道事業会計繰入金につきましては、令和5年度の決算調整により、令和5年度の繰出金のうち不用となった額を今年度一般会計の繰入金として受け入れるものでございます。

歳入

第19款　繰入金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第8款 土木費

(説明)

建設 課長

議件書の22ページ、23ページをお開きください。8款2項2目道路維持費の1、道路維持管理経費の増額は、市道の維持補修に係る修繕料を計上したもので、舗装や側溝、視線誘導標などの修繕を行うものです。次に、2、道路対策事業経費の増額は、小岩内地内の市道平林小岩内線に仮設ガードレールを設置するための工事材料費を計上いたしました。現在現地は、災害関連工事用車両の通行のために仮設的に道路を改良し、道路が高くなっている箇所があり、市道沿いの用水路への転落防止のために単管バリケードを設置しておりますが、より安全性を高めるため、仮設ガードレール、延長で74メートルほどを設置するものです。次に、3、除雪対策経費の増額につきましては、中継地内の消雪施設井戸1か所の井戸洗浄工事を計上いたしました。昨シーズン後半に水位低下異常が発生し、散水できない状態となったことから、井戸洗浄を行い、井戸内へ流入する水量の回復を図るものです。なお、財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業を対象とする起債、充当率が100、元利償還金に対する交付税措置率が70%の活用を予定しております。次に、2項3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費の増額につきましては、県道上山田山辺里線から村上市運動公園を結ぶ市道であります市道下相川日下4号線と市道運動公園線の整備を行い、車両等の通行を可能にするため、2級河川小谷川に架かる橋梁の修正設計の費用を計上いたしました。この道路の整備は、平成30年度から進める計画で、前年度の平成29年に橋梁の詳細設計を行いました。道路整備が先送りとなりまして、その後橋梁の設計基準となります道路橋示方書の見直しがあり、これにより橋梁を架けるに当たり修正設計を行うものです。次に、3項1目排水路維持費で、1、排水路維持管理経費の増額は、排水路敷内の草木による断面阻害を防止することなどを目的に、平成29年度から事業を進めております山居前地区の排水路敷の防草コンクリートの施工の工事費を計上いたしました。次に、4項3目河川海岸維持費で、1、河川維持管理経費の増額は、施設維持保全業務委託料で施設の草刈りなどの委託料、工事請負費で菅沼地内普通河川の堆積土砂撤去の工事費を計上いたしました。なお、土砂撤去の工事に係る財源につきましては、地方単独事業として緊急に実施されるしゅんせつ事業を対象とする起債、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率70%の活用を予定しております。

都市計画課長

都市計画課になります。すぐその下、8款6項1目都市計画総務費、説明欄の1であります。村上駅周辺まちづくり事業経費につきましては、大規模跡地に建設予定である統合保育園の着工に合わせ、敷地の確保や既存市道の拡幅等を検討するため、このたび主に委託料等の増額補正を行うものであります。金額の大きなものとして4行目、測量設計等委託料につきましては、大規模跡地北側の残りの民地についての用地購入に係る不動産鑑定、建物物件調査等の業務委託料や市道番丁1号線拡幅に係る予備設計、地形測量、業務委託等の費用であります。その下になります。8款8項1目住宅管理費、説明欄の1であります。住宅対策経費の1行目、測量設計等委託料につきましては、市営中川原住宅建て替えに伴う建築設計のための地質調査業務において、建築面積から2本のボーリング調査を想定しておりましたが、建築物が細長い形状のため、調査間隔が離れ過ぎること、また周辺地質データの傾向か

らボーリングと土質調査の増額を行うものであります。2行目の工事請負費の増額につきましては、公営住宅の今後入居予定の住戸の内部修繕に係る見積りを徴したところ、予算不足が生じる見込みとなったことから、不足分を増額するものであります。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 次に、24、25ページの11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費の増額につきましては、2級河川百川の上流に当たる桃川地内普通河川において、倒木が河川断面を阻害していることから、撤去に要する費用を計上いたしました。以上で終わります。

歳出

第8款 土木費

(質疑)

姫路 敏 23ページの住宅費の件なのですけれども、中川原住宅の今後、建て替えとか、いろいろ走っていくのでしょうか、住まれている方々、住んでいた方々、いたという表現のほうがいいのですかね、がほかのところに一時的に移住というか、仮住まいしているかと思えますけれども、その人数とか、世帯とか分かりますか。何世帯で何人だとか、ちょっと教えてください。

都市計画課長 今契約というのもおかしい話ですが、全体で27世帯ございますが、そのうち住み替えということで既に9世帯の方が別な民間住宅のほうに住み替えをしております、今現在中川原のほうで暮らしている世帯の方は18になります。

姫路 敏 今内部修繕の設計ということでやられているのですけれども、これは図面上の中のことなのですか。

都市計画課長 住宅の中、部屋の内部改修になります。住まれていた方が出て、新たな方が来るときに内部修繕を行います。その工事費になります。

姫路 敏 私の勉強不足がちょっと分からないのですけれども、中川原団地ってもう受け入れないのですよね。それで、今建て替えに向かって走っているわけで、その内部の修繕というのはどういうふうな。

都市計画課長 申し訳ありません。私の説明がちょっと足りていなかったのですが、この内部修繕につきましては、中川原住宅ではなく、ほかにある公営住宅の内部修繕になります。具体的には南町、希望ヶ丘、堤下等の内部修繕工事費になります。

姫路 敏 そうすれば、ここの住宅管理費というところに出てきたものは、中川原は全く関係ないということ。

都市計画課長 そのとおりであります。

姫路 敏 分かりました。では、それは間違いだったと。でも、中川原と言ったよ、あなたは。

都市計画課長 申し訳ありませんが、また説明がちょっと足りていなかったのですが、1つ目のほうの測量につきましては中川原住宅の実施設計に伴う測量地質調査でありまして、2項目めの工事費のほうにつきましては、ほかの公営住宅の今後住み替えのための工事費ということになります。申し訳ありませんでした。

姫路 敏 分かりました。決算のときにもっとじわってよく聞きますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第82号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日 程 第 4	議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
---------	---

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説 明)

建設 課長 それでは、21、22ページを御覧ください。14款1項7目第1節道路使用料で、備考欄の2、3、4の収入済額ですが、ほぼ前年と同様となっております。2の道路占用料については129件分、3の里道等占用料が221件分、行政財産使用料は4件分です。なお、収入未済額5,180円につきましては、道路占用料の滞納繰越分で、令和6年の4月15日に全額納入をしていただきました。次の2節河川使用料は、7件分の河川占用料です。次の3節都市計画使用料、備考欄の4、ふれあい広場使用料は1件分の使用料です。

都市計画課長 都市計画課分になります。それでは、そのすぐ下、備考欄の5、6、都市計画課所管分につきましては、記載のとおりであります。その下になります。第4節住宅使用料につきましては、住宅管理戸数236戸、駐車場は66区画の現年度及び滞納繰越分の使用料になります。

建設 課長 次に、25、26ページを開いてください。2項6目1節土木手数料につきましては、備考欄のとおりです。なお、こちらの収入未済額100円につきましては、滞納繰越分の督促手数料で、令和6年4月15日に納入をしていただきました。

都市計画課長 その下になります。第2節都市計画手数料につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

第15款 国庫支出金

(説 明)

建設 課長 27、28ページになります。上段になりますが、15款1項3目の第1節災害復旧費負担金で、1、公共土木施設災害復旧事業費負担金、繰越明許分については、一昨年
の大雨災害による市道や河川の災害復旧事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫
負担法の対象事業のうち令和5年度に請求を行った国庫負担金です。国庫負担率は
0.667です。次に、29、30ページになります。5目の土木費国庫補助金の第1節、道
路橋りょう費補助金で、1、社会資本整備総合交付金は令和5年度現年の国費分で、
内訳として除排雪委託料、除雪車の購入費及び消雪施設工事等に係る交付金で1億
803万9,000円、市道府屋勝木線道路改良事業に係る交付金で1,220万1,000円です。
国費率は事業内容により異なり、除雪機械購入と除排雪委託料は3分の2、消雪施
設改修工事が0.6、道路改良事業は0.54となっております。次に、2、社会資本整備
総合交付金、繰越明許分は、令和4年度からの繰越しの国費分で、市道上片町古渡
路線消雪施設散水管の改修事業と市道府屋勝木線道路改良事業に係る交付金です。
交付率は、消雪施設の改修工事は0.6、道路改良は0.54です。次に、3、道路メンテ
ナンス事業費補助金は、令和5年度現年分の国費分で、橋梁点検や老朽化対策工事
などに係る補助金です。国費率は0.594です。次に、4、道路メンテナンス事業費補
助金、繰越明許分は令和4年度からの繰越しの国費分になります。国費率は0.594で
す。次に、5、踏切道改良計画事業費補助金、繰越明許分は、令和4年度からの繰
越しの国費分で、市道今宿7号線、第二村上街道踏切改良に伴う用地取得に係る費
用に対しての補助金です。国費率は0.594です。なお、道路橋りょう費補助金の収入
未済額、非常に高額になっておりますが、建設課所管事業の繰越しに係るもので、
市道鍛冶町裏線ほか消雪施設更新事業と市道府屋勝木線道路改良事業の社会資本整
備総合交付金と橋梁等の老朽化対策事業の道路メンテナンス事業費補助金で、令和
6年度に請求することとしております。

都市計画課長 その下になります。備考欄の6、社会資本整備総合交付金につきましては、坂町地
内の都市計画道路、市道南中央線道路整備事業に対する交付金であります。次に、
2節都市計画費補助金、備考欄の1、社会資本整備総合交付金は、歴史的風致形成
建造物保存事業及び建造物外観修景事業に対する交付金であります。同じく備考欄
の2、宅地耐震化推進事業費補助金、事故繰越分は、大規模盛土造成地第二次スク
リーニング調査業務委託に対する国庫補助金であり、8.3大雨災害の影響により令和
4年度から事故繰越となったものであります。次に、第3節住宅費補助金、備考欄
の1、社会資本整備総合交付金は、木造住宅耐震診断や耐震改修事業及び雪下ろし
命綱固定アンカー設置事業並びに市営中川原住宅建て替え工事基本設計業務委託に
対する交付金であります。

建設 課長 次のページになります。8目災害復旧費国庫補助金の第1節災害復旧費補助金で、
1、都市災害復旧事業費補助金、繰越明許分になりますが、一昨年
の大雨により被災した神林水辺の楽校の堆積土砂及び流木の撤去に係る繰越分の補助金になりま
す。補助率は0.5になります。

第16款 県支出金 (説明)

建設 課長 33、34ページになります。16款1項3目第1節農業費負担金で1、地籍調査事業費
負担金は、牛屋地区の地籍調査に対する県負担金で、負担率は75%になります。前
年度比でいきますと2,919万6,000円ほどの減額となっておりますが、令和4年度で

塩谷地区の一部区域の調査が完了したこと、また令和5年度より新たに牛屋地区の一部の区域の調査着手をいたしました。調査面積が少ないことや、調査につきましては複数年にわたって様々な工程を行うという、そういうやり方を取りますので、各年度で実施する工程、作業内容が異なります。そのため必要とされる事業費に増減がありまして、令和5年度は減となっているものです。また、令和4年度は檜原、板屋越、早稲田の一部区域の調査を行いまして、その際は負担金事業として実施をしましたが、令和5年度は県支出金農業費補助金で収入済みとなっております補助金対象事業として実施したことも減額の要因となっております。次に、37、38ページになります。2項4目農林水産業費県補助金の第1節農業費補助金で20番、地籍調査事業費補助金は、檜原、板屋越、早稲田地区の地籍調査に対する県補助金で、補助率は75%になります。

都市計画課長 次に、39、40ページを御覧ください。16款2項6目土木費県補助金、第1節都市計画費補助金になります。備考欄の2、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金につきましては、村上総合病院跡地ほか不動産鑑定業務委託及び村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務に対する補助金であります。次に、第2節住宅費補助金、備考欄の1です。木造住宅耐震診断事業費補助金及び備考欄の2、木造住宅耐震改修事業費補助金は、木造住宅耐震診断、耐震設計業務に対する県からの補助金であります。同じく備考欄の3、災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業補助金は、8.3大雨災害により被災した住宅の建設や購入、補修のために金融機関等の融資を受けた被災者に対し、市が行う利子補給事業の補助金であります。

建設 課長 次の41、42ページになります。3目の第1節港湾費委託金については、前年と同様になります。

都市計画課長 続きまして、16款3項3目、備考欄の1、県営住宅管理委任交付金は、県営住宅の管理委託金として家賃収入の23%が市に交付されるものです。同じく備考欄の2、県営住宅特別維持管理交付金は、県営住宅の受水槽清掃委託料や簡易水道検査手数料などの経費に対して県から交付されるもので、補助率は2分の1です。同じく備考欄の3、県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費に対する交付金であり、風呂取り替え及び新設修繕工事については補助率100%、50万円を超える修繕工事には補助率2分の1が交付されます。

第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 同じページの下段になりますが、17款1項1目第1節土地貸付収入、備考欄3の県営住宅敷地貸付収入につきましては、市内にある県営住宅の敷地貸付収入であります。

第19款 繰入金

(説明)

上下水道課長 45ページ、46ページを御覧ください。第19款繰入金、第1項2目1節公営企業会計繰入金について、簡易水道事業会計繰入金及び下水道事業会計繰入金につきましては、令和4年度の決算調整により、令和4年度の繰出金のうち不用となった額を一般会計の繰入金として受入れしたものでございます。

第21款 諸収入

(説 明)

- 都市計画課長 次に、47、48ページを御覧ください。21款2項1目第1節市預金利子は、記載のとおりであります。同じページ下段の21款4項1目第4節土木費貸付金元利収入につきましても、記載のとおりであります。
- 建設 課長 次に、55、56ページになります。21款の6項6目第7節土木雑入の建設課所管分につきましても、備考欄の記載のとおりになります。
- 都市計画課長 その下になります。備考欄の10、借上住宅家賃個人負担金は、中川原住宅建て替え計画に伴い、民間賃貸住宅へ住み替えした入居者の中川原住宅家賃相当分であります。令和5年度末現在、7世帯が住み替え済みとなっております。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

- 姫路 敏 ページの22ページ、市営住宅使用料とございますが、収入未済額というのは、これは滞納をしているのかな。
- 都市計画課長 委員おっしゃるとおりであります。
- 姫路 敏 何件、これはまだ不能になっていないと思うのですけれども、どういう、また今後滞納分として請求していく分ですよね。
- 都市計画課長 滞納分として請求していく予定であります。
- 姫路 敏 これ何世帯ですか。
- 都市計画課長 家賃滞納者23世帯分になります。
- 姫路 敏 23世帯は別の人なのですね、23世帯というのは。同じ人がダブっているのではないですよね。
- 都市計画課長 皆別な人になります。
- 姫路 敏 それで、これ公営住宅ですから、中川原住宅もこの中に入っていますか。
- 都市計画課長 中川原住宅の住民もその中に含まれております。
- 姫路 敏 中川原住宅に住まれている方で、滞納している方というのは何世帯ぐらいありますか。
- 都市計画課長 1世帯になります。
- 姫路 敏 後でというか、先ほど決算までの件だと7世帯が別のところに今住まれている、そしてその住宅相当分のものを収入として上げてよこしたって最後のほうに説明ありましたけれども、その中にいらっしゃるのですか。
- 都市計画課長 その方は含まれておりません。
- 姫路 敏 たしか中川原のほうは30世帯ですか、あの計画でいくと。30世帯が新規入居者として募集するということでしたっけ。何世帯分の居住スペース、あれを新規に立てるわけでしたっけ。
- 都市計画課長 全部で、現在の計画では38世帯を計画しております。
- 姫路 敏 今聞いて、1世帯だということなのであれですけれども、その方は優先的に中川原のほうに入れるという権利をお持ちということですか。
- 都市計画課長 既に住み替えなさった方も、現在住んでいらっしゃる方も、優先的に入る権利はございます。
- 姫路 敏 滞納の金額というのはお幾らぐらいですか。

建築住宅室長 1世帯（_____部分は10頁に発言訂正あり）で約28万円ほどでございます。

姫路 敏 28万円というのは、大体2年分ぐらいですか。

建築住宅室長 2年ではなく、もうちょっと長期間になります。

姫路 敏 中川原団地、今建て替えて、たしか令和9年ぐらいから入れるような仕組みで向かっていると。38世帯で、優先的に入っていただくのが現在中川原にお住まいの方ということでございまして、残りはまた入る人いないかということで公募していくのでしょうけれども、その中の条件として見れば、多くの年月を家賃払わないままにいる人がきれいになったところに入ると、これはやっぱりちょっと、いや、中川原の今のその人のことを責めるというよりも、全体的な意味で少し考えたほうがいいかなと。滞納のしっかりとしたいいわゆる支払い方、今すぐ支払わないでも、どうやって支払っていくのだというような、税金ではないですが、そういうような形をしっかりと整えた上での入居になりますよというような考え方をしないとまずいのかなと思いますが、この辺考え方はどうですか。

都市計画課長 その方々につきましては、通常のルールにのっとって、滞納していることについての督促、催告、また分割収納とか、そういった正規のルートをとって、それでもお支払いできないということになれば退居というような、そういう流れの中で、同じような扱いで検討はしなくてはいけないと思いますが、まず一旦今現在のところまだそこまでのあれになっていないと思いますので、建築できたときにどのような状態になっているかは分からないので、またその時点では再度確認しなくてはいけないのですけれども、今現在の中ではまだ入居できないというような扱いには考えておりません。

姫路 敏 それは、やっぱりしっかりと区別して物を考えないといけないなと思っております。新しくなれば、みんな入りたがりますよ。これも目に見えて分かります。それで、家賃も恐らく民営よりも安くなるのだろうし、下のほうに売店なんかできたりするのかどうか分からないですけれども、エレベーターもつきということになってくれば、それなりの待遇というかをそこに、優遇ではないけれども、そのものになってくるわけですから、やっぱり決算上でこれだけ収入未済額も出ている、その中の1人にそういう方がいらっしゃる、一つにいらっしゃる。正規のルートで回収の方法、法に従ってやっていくのでしょうけれども、これ税金とは違うかもしれないですけれども、みんなそうです。補助金受ける、例えば入居のときもそうですけれども、たしか入居のときの審査にそうでしょう、税を滞納していないことということが入居の最大限の条件であるわけです。やっぱりそうやって考えてみると、それらがしっかりとクリアしていないとまずいのだろうなと思います。だから、そういう決まり事をちゃんと今のうちにつくって、今滞納している方にもそのこともちゃんと言い渡して、そして物をしていかないかとまずいのかなと、こういうふうに思いますが、いかがですか、それは。

都市計画課長 おっしゃるとおりだと思います。

姫路 敏 では、そういうふうにするのですか。おっしゃるとおりだったら。

建築住宅室長 今ほど姫路委員からおっしゃられた滞納の部分ですけれども、入居するときにも税金の滞納があるかないかですとか、そういったところはちょっと確認はさせていただいておりますし、今後今おっしゃった中川原住宅建て替えたときにも、今現在家賃の滞納がある方についても丁寧に説明をして、分納の約束であるとか、そういったところをクリアして、入居をどうするかどうかというのは確認をしていきたいと

思っております。

姫路 敏 やっぱり家賃の滞納をするぐらいに生活がもしかして困窮しているという現実が見えるのであれば、そういうお話をした上で、そういう人のために生活保護というのがあるわけですから、受けやすいように導いてやる、これもやっぱり行政としてのスタイルだと思うのです。本当に困っているのだろし、そういう方々の相談に乗りながら、それは都市計画課の範疇ではないかもしれないですけども、行政マンとしてひとつそういうところも考えてやって、そうすれば家賃の滞納も何とかクリアできてくるのだろし、そういうことも頭の中に入れながら物を考えれるようにしてもらいたいのだけれども、いかがですか。

都市計画課長 滞納者につきましては、いろいろ親身に話を聞かせていただきますし、うちの範疇の中ではちょっと解決できないなというのはうちの福祉のほうと連携を取りまして、今おっしゃいましたような生活保護とか、そういった形が必要なのかどうかというのでも連携を取りながら、住まわれている方が一番いいような形になれるように連携は取ってまいりたいと思いますし、今現在もそのような形で行ってはおります。

姫路 敏 生活保護をどうしても受けなければいけない方々は、それなりのいろんな人生の物語があるわけですから、やっぱりその辺を、所管は違うかもしれないですけども、よくよく一緒に行って、受けられるような、拒むような人が中に行政マンでいるみたいなのところも聞こえたりもしますので、そういうことではなくて、何か対応していただきたいと、こういうふうに思っております。ぜひ、その方がそういうことなのかは分かりません。ただ、もう何でもいいから払いたくないなんて言っているのだかもしれない、それは分からないですけども、その内容をしっかり把握しながら、とにかく収入未済額というのを減らしていくための手法、考え方、ここをただよこせではなくて、状況を見てやれるような考え方の上で、この未済額がゼロ円になるように、来年、そういうふうにして持っていつてもらいたいのですけれども、いかがですか。

都市計画課長 委員の御指導のように、そのような形で努めてまいりたいと思います。
政 策 監 今ほど収入未済額ゼロ円にという方向でお話しいただきましたけれども、財政健全化の集中取組期間の中でも、市税、保育料、上下水道料、住宅使用料等の収納率向上というところで、ちょっと各課横断的に、住宅使用料も含めて収納率の向上に努めております。各課が持っているそれぞれのノウハウがございますので、当然住宅使用料ですので、市税と同じようにというわけにいかないのですけれども、ほかのそういう税ではないところの使用料を持っているような課もございますので、そういったところと連携しながら、全庁的にこの未済額減らしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

建築住宅室長 先ほど中川原の滞納の件で1点ちょっと訂正をお願いしたいと思いますが、現在お住まいの方でお一方、退去された方でお二方ちょっと滞納がございます。

姫路 敏 その退去された方というのは、もう新しく住宅建て替えても、入らないという方ですか。

建築住宅室長 そのとおりでございます。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、121ページ、122ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金について、簡易水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして1億1,319万1,000円を、その他収入不足の補填分に基準外繰出金として1億5,452万2,000円を繰り出したものでございます。その下、上水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして2,024万4,000円を、電力高騰に伴う動力費の増加分に対する基準外繰出金として2,000万円を繰り出したものでございます。

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 143、144ページを御覧ください。6款1項5目農地費で、9、地籍調査経費につきまして主なものは測量設計等委託料で、牛屋地区の一部区域と檜原、板屋越、早稲田地区の一部区域の地籍調査業務委託などの費用になります。次に、12、地籍調査事業職員人件費は、職員2名の人件費になります。

上下水道課長 155ページ、156ページを御覧ください。第6款第4項1目農業集落排水処理施設費（繰出金）、27節繰出金について、下水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして3億1,324万1,000円を、その他収入不足の補填分に基準外繰り出しとして3億7,645万3,000円を繰り出したものです。

第8款 土木費

(説 明)

建設 課長 165、166ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費で1、土木総務管理経費で、前年比114万4,245円の減になりますが、理由としては私道整備補助金の申請が

なかったことが主な要因となります。支出の主なものは、市道用地や排水路の借地料、郡市土木振興会や各種協議会などの負担金や会費になります。次に、2、8.3大雨災害土木総務管理経費で、被災宅地等復旧支援事業補助金7件分の費用になります。この補助金は、令和4年8月3日からの大雨で被害を受けた宅地等の復旧に要する経費の一部を補助するもので、令和6年3月31日までに工事が完了する者を対象とし、そしてまた小岩内地内につきましては、避難指示解除が延びた件もありますので、小岩内地内の補助対象の工事については、令和7年3月31日までに工事が完了するものを対象としております。次に、6、広域道路整備一般経費は、備考欄記載のとおりです。なお、18節負担金、補助金及び交付金の不用額は、被災宅地等復旧支援事業補助金と私道整備補助金の不用額になります。また、予備費充用は、被災宅地等復旧支援事業補助金に充てたもので、当初予算編成した際に300万円で組みましたが、6月末時点で申請が6件ありまして、予算が不足することから充用したものであります。次に、167、168ページになります。9の土木総務費職員人件費については、職員20名分の人件費になります。次に、2項1目道路橋りょう総務費で1、道路橋りょう一般管理経費で主なものは、道路照明電気料等の光熱水費や道路台帳補正のための測量設計等委託料などになります。次に、2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費は備考記載のとおりで、内容は前年と同様になっております。次、169、170ページを御覧ください。2項2目道路維持費で1、道路維持管理経費で主なものは市道修繕料252件、除草や街路樹剪定等に係る施設維持保全業務委託料129件の費用になります。次に、2、道路対策事業経費で、主なものは測量設計等委託料は橋梁修繕に必要な設計業務などで、6件の委託料になります。橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料は、橋梁等の点検業務委託2件の委託料、工事委託料は市道藤沢停車場線桃崎人道橋の令和5年度分の補修工事委託料です。また、工事請負費は、橋梁修繕工事や舗装修繕工事など6件の工事請負費になります。次に、備考欄の3、道路対策事業経費、繰越明許分で測量設計等委託料は、市道荒沢北大平線測量設計業務委託ほか1件の委託料であります。ごみ・危険物等収集処理委託料は、桃崎人道橋補修に伴い発生しました低濃度PCBを含有する塗膜の廃棄物運搬処分業務委託料になります。機械器具借上料は、同じく桃崎人道橋補修に伴う仮設歩道用の仮設材賃借料になります。工事請負費は、市道北中大沢線中橋橋梁修繕工事など9件の工事請負費になります。次に、4、臨時経済対策事業経費、道路維持、繰越明許分で、市道菅沼4号線側溝改修及び道路線の舗装本復旧工事に係る工事請負費になります。次に、除雪対策経費で主なものとして、市道の除排雪委託料は、少雪であったことから、除排雪委託料は前年度委託料と比べ5億4,110万132円の減、対前年の約49%となりました。そのほかGPS除雪管理システム実証実験業務委託料は、実施対象車両36台で実施をしまして、検証の結果、多くの実績については、システムの作業実績と、除雪業者の方がタコグラフを活用しまして日報等で報告を上げてまいりますが、それと大きな差は見られなかったと。稼働中、除雪路線データが登録されていない道路を作業している機械が一部あり、路線外判定や回送判定という処理がされているというのが見られました。また、GPS端末が使用されていなかったり、作業途中で終了状態になっていたりするケースが見られたと、この検証結果をまた基にしまして、本年度本導入いたしますので、効果が出るように努めてまいりたいと思います。ちなみにですが、令和6年度は全車両184台で導入し、除雪状況の公開や除排雪業者の事務作業の軽減などを図ってまいり

ます。次に、機械器具借上料は除雪機械12台の借り上げ料、リース料は平成30年から令和3年の間でリース契約を締結した除雪機械49台分のリース料、工事請負費は消雪施設散水管の改修工事や井戸洗浄工事など17件の工事請負費です。また、機械器具購入費は除雪機械15台の購入費になります。次に、除雪対策経費、繰越明許分になりますが、測量設計等委託料は、高根地区消雪用河川水取水施設整備のための河川協議資料作成や地質調査などの委託料になります。工事請負費は、市道上片町古渡路線消雪施設散水管改修工事ほか3件の費用になります。機械器具購入費は、除雪ミニホイールローダー1台の購入費となっております。なお、12節の委託料の不用額が非常に多額でありまして、不用額の主な理由としまして、令和5年第4回定例会で除排雪委託料の補正予算の議決をいただきまして、総予算額で7億5,000万円となっておりますが、少雪であったことから不用額が多額になったもの、また桃崎人道橋がJRのほうに工事委託をしておりますが、その工事委託料の令和5年度分の年度協定額に対し、4,236万3,521円の減額となりまして、補修には国庫補助金が活用されていることから、予算の一部は令和6年度に繰り越しまして、結果令和5年度は記載のとおり不用額が発生したのが主な要因となっております。続きまして、171、172ページになります。3目の道路新設改良費で市道整備事業経費で主なものは、工事請負費は市道府屋勝木線道路改良工事の前払い金になります。補償金も同路線の改良事業に係る下水道管の移設設計の補償金になります。次に、2、市道整備事業経費、繰越明許分で、こちらのほうは工事請負費は市道府屋勝木線道路改良工事など3件の工事請負費になります。土地購入費は、市道今宿7号線道路改良事業、市道府屋勝木線道路改良事業に係る4件の購入費になります。補償金は、市道府屋勝木線道路改良事業に係る5件の補償金になります。次の人件費については、職員7名分の人件費となっております。次に、3項の1目排水路維持費で、備考欄の1、排水路維持管理経費については、排水路のしゅんせつ、清掃等の施設の維持保全業務委託料になります。次の2目排水路新設改良費で、備考欄に記載はございませんが、繰越明許費のほうで、こちらのほうが浜新保地内排水路改良工事の入札公告をしましたが、応札がなかったことから、予算現額を繰越明許費としておるものになります。次に、4項の1目河川総務費で備考欄1、河川総務一般経費と水辺の楽校経費につきましては、備考欄のとおりであります。次に、2目河川改良費、次のページになりますが、1、急傾斜地崩壊対策経費で測量設計等委託料は、花立地区の地滑り観測業務の費用になります。急傾斜地崩壊対策事業費負担金につきましては、県が事業主体であります寝屋地区、立島地区、岩ヶ崎地内宮ノ前地区、小岩内地区の事業に係る負担金です。対象事業費に対する負担金は、寝屋地区と宮ノ前地区は5%、立島地区は10%、小岩内地区は20%になります。次に、2の急傾斜地崩壊対策経費の繰越明許分は、宮ノ下地区斜面変動対策測量業務委託の測量設計等委託料です。急傾斜地崩壊対策事業費負担金は、こちらも寝屋地区、岩ヶ崎地内宮ノ前地区の事業に係る負担金で、対象事業に対する負担金は、先ほど話したとおりになります。次に、3、河川整備促進経費で、工事請負費は普通河川滝矢川改修（その3）工事の前払い金になります。補償金は、河川改修工事に支障となる下水道施設マンホールポンプ制御盤移設工事の補償金になります。次に、備考欄の4、河川整備促進経費の繰越明許分は、工事請負費で普通河川滝矢川改修（その2）工事の精算払いの請負代金になります。補償費は、同じく滝矢川の工事に支障となる上水道の水管橋の移設工事の補償金になります。滝矢川の改修工事については、令

和4年度も予算をいただいております。今年度の事業執行で終わる見込みで今現在予定をしております。次に、3目の河川海岸維持費で1、河川維持管理経費で、主なものとして工事請負費は板屋越地内の普通河川寺小路川と野潟地内普通河川十二川の堆積土砂撤去工事ほか1件の請負代金になります。次に、2の河川維持管理経費、繰越明許分で南大平地内の普通河川石川と間島地内の普通河川境川堆積土砂撤去工事ほか1件の請負代金になります。次の5項1目の港湾管理費につきましては、備考欄記載のとおりになります。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。
（午後 2時10分）

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。
（午後 2時19分）

都市計画課長 それでは、先ほどに引き続き173、174ページをお開きください。8款6項1目都市計画総務費です。備考欄1、都市計画総務一般経費のうち上から4つ目、施設維持保全業務委託料は、開発緑地や都市計画道路用地等の除草業務委託料であります。備考欄の2、都市計画総務一般経費、事故繰越分は8.3大雨災害の影響で未完了となった大規模盛土造成地第二次スクリーニング調査の業務委託料で、令和4年度予算額のうち前払い金を支払った残額が事故繰越となったものであります。備考欄の3、歴史的風致維持向上計画推進経費の主な支出の内訳は、176ページ、上から9つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金5件分、その下、建造物外観修景事業補助金2件分であります。備考欄の4、村上駅周辺まちづくり事業経費は、測量設計等委託料は病院跡地北側の民地買収に伴う建物物件調査業務委託料2棟分と、及び不動産鑑定業務委託料で、村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料につきましては、施設配置案の作成、イメージ動画の作成等であります。基本設計業務委託料は、村上総合病院跡地の開発行為の許認可申請書類の作成及び開発行為に伴う道路等の基本設計作成のための業務委託料の前払い金であります。備考欄の5、都市計画総務費職員人件費につきましては、都市計画課参事と都市政策室の6人分を合わせた7人分の人件費であります。備考欄に記載の予算流用につきましては、松原町3丁目地内の開発緑地において、園内樹木の枝が隣接する民有地との境界を越えて建築物に近接していたため、暴風による事故未然防止として剪定するため、8款6項3目公園費の修繕料及び委託料から8款6項1目都市計画総務費の施設維持保全業務委託料へ流用したものであります。続いて、8款6項2目街路事業費になります。備考欄の1、都市計画道路整備事業経費につきましては、南中央線道路改良工事に伴う県道道路台帳補正業務委託料及び工事請負費であります。同じくその下、8款6項3目公園費になります。備考欄の2、都市公園整備経費は、都市公園遊具点検業務委託料であります。

上下水道課長 177ページ、178ページを御覧ください。第8款第7項1目下水道整備費（繰出金）、27節繰出金について、下水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして13億2,994万3,000円を、その他収入不足の補填分に基準外繰入れとして8億8,808万7,000円を繰り出したものです。

都市計画課長 続いて、その下の8款8項1目住宅管理費になります。備考欄の1、住宅対策経費

のうち上から４つ目、修繕料は159件分の公営住宅の修繕経費であります。その６つ下、測量設計等委託料は、市営中川原住宅建て替え工事基本設計業務委託料であります。下から３つ目、工事請負費は公営住宅の空き家等内部修繕工事等20件分の工事請負費であります。続きまして、次のページ、179、180ページ、住宅管理費になります。備考欄の２、8.3大雨災害住宅対策経費は、8.3大雨災害で被災した住宅の建設及び補修等を行うため借り入れた資金の利子を補給する災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金です。備考欄の３、耐震改修促進事業経費は、木造住宅耐震診断補助金及び木造住宅耐震改修補助金であり、耐震診断補助金は４件、耐震改修補助金は１件であります。備考欄の４、安全対策普及啓発事業経費は、雪下ろし命綱固定アンカー講習会の講師等謝礼及び資料印刷経費であります。備考欄の５、住宅管理費職員人件費は、課長及び建築住宅室４人分を合わせた５人分の人件費であります。

第11款 災害復旧費

(説 明)

建設 課長 次に、219、220ページを御覧ください。11款２項１目公共土木施設災害復旧費で１、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費になりますが、測量設計等委託料は川部地内普通河川赤坂川、小岩内地内大小沢、下小沢、居浦、高根地区浸水対策に係る委託料で、借地料は川部地内普通河川赤坂川の災害復旧工事に伴う土砂の仮置きヤードの借地に関して、借地９件の借地料になります。次のページになりますが、工事請負費については、災害復旧工事14件の請負代金になります。次に、２、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費、繰越明許分については、測量設計等委託料は６件の委託料、工事請負費は63件の請負代金で、土地購入費は事業用地１件の購入費になります。

都市計画課長 その下の備考欄３、8.3大雨災害堆積土砂排除事業経費、繰越明許分は神林地区、荒川地区、花立地区において被災した宅地に堆積した土砂等の排除を行った災害復旧に係る工事請負費であります。

歳出

第４款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第６款 農林水産業費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第８款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（賛否態度の発言）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第88号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（河村幸雄君）閉会を宣する。

（午後 2時30分）